

令和3年定例会

差別解消を目指す条例検討調査特別委員会

說明資料

【添付資料】

資料1 2020（令和2）年度 人権教育課 事業推進図

資料2 人権学習資料「なくそう！新型コロナウイルス感染症に係る偏見、いじめ・差別」

資料3 人権学習資料資料 その2 「考えよう！新型コロナウイルスに感染したときのこと」

令和3年1月27日

教育委員會



1 人権教育について

県教育委員会では、「人権が尊重される三重をつくる条例」をふまえ、人権に関する問題への取組を推進し、不当な差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現を図るために、「三重県人権教育基本方針（平成29年3月改定）」を定め、以下の個別的な人権問題を、教育として解決に向けて取り組むべき問題として位置づけ、子どもたちがそれらの問題を自分の課題としてとらえ、人権を守るために実践行動ができる力を身に付けられるよう、「人権感覚あふれる学校づくり」、「人権尊重の地域づくり」、「教職員の育成・支援」の3つの観点で取組を進めています。

個別的な人権問題とは、部落問題、障がい者、外国人、子ども、女性、高齢者、患者、犯罪被害者、アイヌ民族、刑を終えた人・保護観察中の性、性的マイノリティ、ホームレスの人権に係わる問題、インターネットによる人権侵害、災害と人権、貧困等に係る人権課題や北朝鮮当局による拉致問題等です。

なお、社会状況等の変化に伴い、三重県教育ビジョンでは「性的マイノリティ」を「性的指向・性自認に係る人権課題」と表現しています。

1 三重県人権教育基本方針に基づく取組

（1）人権感覚あふれる学校づくり

- ① 教科等指導、生徒指導、学校経営などの教育活動全体を通じて一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくりに取り組み、子どもが安心して学ぶことのできる環境づくりを進めています。
- ② 人権尊重の意識や実践行動ができる力を育むため、人権学習の内容の充実に努めています。
- ③ 令和元年度までの取組を通じて、県内すべての学校で人権教育カリキュラムが作成されました。

人権教育を総合的・系統的に進めるためのカリキュラムを作成している学校の割合	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	83.0%	90.5%	98.1%	100.0%

※人権教育カリキュラム・・・それぞれの学校が、子どもにつけたい力や、発達段階に応じた人権教育の指導内容を定めて作成するもの

＜令和2年度の県立学校における取組＞

●個別的な人権問題を解決するための人権学習の研究

実践研究校を指定し、県教育委員会が発行している人権学習指導資料等を活用し、個別的な人権問題を解決するための学習の研究授業を行っています。

- ・新型コロナウイルス感染症に係る人権・・・北星高校
- ・ハンセン病元患者の人権・・・西日野にじ学園
- ・外国人の人権・・・神戸高校、鳥羽高校、飯南高校
- ・部落問題・・・名張高校

●教育活動全体を通じた人権教育の研究

実践研究校を指定し、人権尊重の授業づくりをテーマに研究授業を行っています。

- ・実践研究校・・・久居高校、水産高校

<令和2年度の小中学校における取組>

●人権教育総合推進地域事業

文部科学省の事業を活用し、市町教育委員会との連携のもと指定中学校区において、地域の実態や人権課題をもとに研究テーマを設定し、実践研究を行っています。

- ・指定中学校区・・・白子中学校区（鈴鹿市）、有馬中学校区（熊野市）
青山中学校区（伊賀市）、南島中学校区（南伊勢町）

●人権教育研究指定校事業

文部科学省の事業を活用し、市町教育委員会との連携のもと指定校において、地域の実態や人権課題をもとに研究テーマを設定し、実践研究を行っています。

- ・指定校・・・陵成中学校（桑名市）、川越中学校（川越町）

(2) 人権尊重の地域づくり

学校での人権学習を肯定的に受容するような地域づくりが進むよう、学校・家庭・地域（自治会・N P O等）が学校の進める人権教育の内容や課題を共有・協議する人権教育推進協議会やそれを核とした「子ども支援ネットワーク」の活動の活性化を図っています。

※子ども支援ネットワーク・・・すべての中学校区で構築されている学校・家庭・地域の連携体制

<令和2年度の県立学校における取組>

●人権教育推進のための地域連携の研究

実践研究校を指定し、多様な主体が参画する人権教育推進協議会が地域との交流活動を行うことで人権尊重の地域づくりの推進を図っています。

- ・実践研究校・・・松阪あゆみ特別支援学校、明野高校
特別支援学校東紀州くろしお学園

<中学校区を中心とする取組>

●子ども支援ネットワーク・アクション事業

教育的に不利な環境のもとにある子どもを中心に子どもたちの自尊感情の向上を図るため、中学校区を単位とした「子ども支援ネットワーク」という仕組を活用し、さまざまな主体との連携による人権学習や体験的活動、補充的学習等の充実を図り、「人権尊重の地域づくり」を推進しています。令和元年度からは、7つ程度のネットワークを指定し、子どもを主体とした活動（地域に人権尊重の意識を広める社会的活動）の支援を行っています。

・令和2年度の指定中学校区

朝日中学校区（朝日町）、中部中学校区（亀山市）、西中学校区（松阪市）
二見中学校区（伊勢市）、玉城中学校区（玉城町）、潮南中学校区（紀北町）
柘植中学校区（伊賀市）

・令和元年度の指定中学校区

藤原中学校区（いなべ市）、川越中学校区（川越町）、南中学校区（名張市）
東部中学校区（松阪市）、大台中学校区（大台町）、大紀中学校区（大紀町）
答志中学校区（鳥羽市）

(令和元年度の事例)

- ・災害と人権問題との関係について学び、様々な人権問題について考えることの大切さを地域に発信
- ・多文化共生社会実現のための国際交流イベントを開催するとともに、学んだ内容を地域に発信
- ・すべての人が安心して過ごせる学校や地域をつくりたいという思いから、子どもたちが「あいさつ運動」を提案し、地域住民とともに実践

(3) 教職員の育成・支援

教職員が、確かな人権感覚と指導力をもって人権教育を進められるよう、研修の実施や情報提供、相談支援等を行っています。

2013（平成25）年度に行った「人権問題に関する教職員意識調査」では、若い世代の教職員ほど、人権教育に取り組むうえで指導内容や方法を間違わないか不安に感じていることが明らかとなりました。こうしたことから、教職員の経験年数に応じて目標とする資質・能力を示した指標の一つに「人権教育」を位置づけ、その向上が計画的・効果的に図られるよう、以下のような取組を行っています。

- 管理職人権教育研修会
- 地区別人権教育研修会
- 人権教育推進委員会等代表者研修会
- 「子ども支援ネットワーク」推進教員連絡会議
- 指導資料等活用促進研修講座

2 各学校等における取組事例

<小学校の事例>

ある小学校では、「子ども支援ネットワーク」に参画する保護者や地域の人たちの協力のもと、消防団として町の安全を守る地域の人からの聞き取り学習や意見交流を行った。消防団の人から津波への備えや、災害時に特別な援助や配慮を必要とする人への対応の重要性について話を聞き、地域において人とのつながりこそ大切であることに気づいた児童たちは、地域の人を招いて行う文化祭で、消防団の人たちの協力も得て、学習の成果とともに、地域の人への感謝や地域に対する愛着の気持ちを伝えた。

放課後や長期休暇中に一人で過ごしている児童や家庭学習の習慣が身についていない児童等を対象に、地域住民を中心に構成された人権サークルが学校と連携し、学習意欲や自尊感情を高めることを目的に夏季休業中に補充学習会を行った。参加した児童は夏休みの宿題を完成させることができ、「やさしく教えてもらって、うれしかった」等の感想をもった。

<中学校の事例>

市内の中学生が集まって行う人権フォーラムで、外国につながりのある生徒が、小学校の頃に肌の色のことからかわれたり、友だちのぬいぐるみにさわらせてもらえないなどなどを綴り、発表した。話を聞いた他校の生徒は、外国人の人権に係わる問題を自分に引き寄せて考えていきたいと考えるようになった。

新型コロナウイルス感染症に係る偏見や差別の問題について学習した生徒は、以前、学んだハンセン病元患者やその家族に対する差別の問題と重ねて今起きている問題をとらえ、「自分はかかりたくないではなく、みんながかかるほしくない」という考え方をして、自分の行動一つひとつに責任を持ちたい」「自分はコロナを直すことはできないけど、差別しないというのはできるので、それをどんどん広めていきたい」などの感想を持った。

＜高等学校の事例＞

生徒が無自覚に使用している障がい者を差別することにつながる言葉等を題材に校内研修を実施し、教職員一人ひとりがその問題性を認識し、意識して指導していくことを確認した。生徒が言葉の差別性を理解し、それらの言葉を使うことの問題性に気づけるよう、人権学習の機会だけでなく集会や学校便り等で伝えることで、生徒間で注意や指摘をし合えるようになってきている。

「女子」として学校生活を送りたいと入学式当日にクラスでカミングアウトをした生徒の思いを受け、保護者とも相談しながら、制服や体育の授業について女子として対応している。周りの生徒の中には様々な意見があることもふまえ、本人の思いとともに、周りの生徒の思いも大切にし、対話を重ね、みんなが安心して過ごせる学校づくりに取り組んでいる。

＜特別支援学校の事例＞

生徒の意見交流の場として活用している学級通信に、一人の生徒の「障がいとは何か」を記述した記事を掲載した。このことをきっかけに、他の生徒が「高等学校か特別支援学校か、進学先を迷っていた」「障がい者だと見られたくないという思いがある」「できないことがあったとき、自分は障がい者だからと言い聞かせてしまっている」などの本音の返答コメントが寄せられた。教員は、こうした生徒の「障がい」の捉えや「障がい者」観の揺れや戸惑いに寄り添いながら、生徒が「障がい」は社会の側にあるという社会モデルの考え方へ気づかせられるよう、「障がいとは何か」にこだわって生徒と日々を過ごしている。

ある特別支援学校では、他学校や地域との交流が少ないことを課題と捉え、地域で共に暮らす仲間として互いに知り合い、子どもたちが卒業後も地域で障がいの有無にかかわらず互いに尊重し、協働して生活していくよう、区長、小・中・高校の校長を委員とする人権教育推進協議会をつくり、小学生、中学生との共同活動による紙すき体験、高校生とのダンスやパラスポーツなど、持続可能な交流・共同学習を行った。

3 課題

- (1) 平成28年に施行された「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」をはじめ、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」や「三重県犯罪被害者等支援条例」、「三重県感染症対策条例」が施行されるなど、差別解消に関する法令等の整備が進められており、さまざまな人権問題の解決に向け、人権教育の果たすべき役割の重要性が増しています。人権問題は社会の変化に伴って多様化、複雑化しており、個々の問題について学ぶためにはカリキュラム・マネジメントが必要となっています。

(2) 子どもたちの中で人権侵害（差別事象）が発生しています。その多くが、他者を攻撃したり自らを卑下したりする場面で発言するケースであり、一人ひとりの自尊感情を高め、自他を大切にする人間関係づくりを推進する必要があります。また、言葉の差別性を認識せずに発言している実態も見られることから、人権に関する知的理解と人権感覚の両面を高める必要があります。さらに、依然、家庭、地域による差別意識の刷り込みが人権侵害（差別事象）の背景のひとつになっていることから、学校と家庭・地域との連携が必要です。

＜報告された事例＞

小学校2年生の児童が、教室の扉の鍵を使って遊んでいたことを注意したことが原因でけんかとなり、外国籍児童に対し「外国へ帰れ」と発言した。

二人は些細なことでトラブルになることが多く、発言した児童には、外国籍児童を見下すような意識や「何度言ってもわからない子」という思いがあった。

小学校の児童らが、スポーツ少年団の活動中や友だちと口論になったときに「～学級（特別支援学級名）行け」「ばか、あほ、障がい」などと発言した。

家族は「指導や注意を受けた後、自分より下だと思う子を見つけて悪口を言う場面が日常的にある」と話し困っていた。

中学校1年生の生徒が、聞き取りテストの点数が悪かったことに対して「自分は耳が悪い。○○○だ」と聴覚障がい者を差別する言葉を使った。

他にも、会話が聞き取りにくいときなどに家庭内で使われていることがあった。

高校生が部活動のチーム紹介をする際、「仲もよく、練習中に騒いだりうるさかったりすることもあるので、チーム名は○○○です」と障がい者差別につながる言葉を使った。

生徒は、その言葉の差別性を知らず、騒がしいことやおかしいことを表現する言葉として認識していた。

他市に暮らす高校1年生の生徒が、友だちの家に遊びに行ったとき「ここは、部落なんですよ。犬とか猫とかいたら大変なことになると、家族から聞いたよ」と発言した。

生徒は、家族から聞いた話を信じ込み、相手がどう思うか考えずに好奇心からその話が事実かどうかについて尋ねた。

(3) 地域の人々の関係性の希薄化・地域コミュニティの弱体化が課題となっているなかで、家庭の経済状況と子どもの学力の関連等が指摘されており、教育的に不利な環境のもとにある子どもの自己実現を可能にするための支援が求められています。さらに、学校や地域において、一人ひとりの子どもへのきめ細かな対応等が求められています。

(4) 子どもを取り巻く課題が深刻化、多様化するなか、人権問題の解決に向けた法律や条例が施行され、それらに基づく対応が求められています。このような状況のなかで、教職員による子どもの心情への配慮を欠く発言、子どもや保護者の信頼を損ねる不適切な対応等の問題も生じており、教職員の人権問題に対する確かな認識や人権感覚、指導力がより一層求められています。

4 今後の対応

(1) 人権感覚あふれる学校づくり

人権問題への理解を深める学習活動の充実と子どもが安心して学べる環境づくりの推進を図るために、以下のこと取り組みます。

- ・人権学習指導資料等の活用促進を通して、個別的な人権問題を解決するための教育を推進
- ・人権が尊重される授業づくりについての実践研究を推進
- ・人権教育カリキュラムの活用・改善により、学校における人権教育を総合的・系統的に推進

(2) 人権尊重の地域づくり

人権意識を高め、子どもの成長を支える地域連携の仕組みづくりを進めることに取り組みます。

- ・学校が進める人権教育について、家庭・地域とともに協議や共通理解を行う人権教育推進協議会の活動を活性化
- ・学校・家庭・地域が連携し、子どもの自尊感情を高める活動や、子どもを主体とした人権尊重の意識を地域に広める活動に取り組む「子ども支援ネットワーク・アクション事業」を実施

(3) 教職員の育成・支援

教職員が子どもを権利の主体として尊重し、一人ひとりの存在や思いを大切にした学校づくりに取り組むとともに、社会にある人権問題の解決を自らの責務と自覚し、積極的に人権教育に取り組めるよう、以下のこと取り組みます。

- ・三重県人権教育基本方針に基づく取組が学校で進められるよう、管理職や人権教育推進委員会等代表者を対象とした研修会において、人権教育ガイドラインや人権教育サポートガイドブック等の教職員向け指導資料の内容をもとに説明するとともに、資料の校内での活用を促進
- ・県教育委員会が作成・配付した人権学習指導資料等を活用し、個別的な人権問題を解決するための教育を推進
- ・学校が開催する研修会等を指導主事等が支援
- ・指導資料の作成等、実践につながる情報提供と人権教育相談を実施

5 新型コロナウイルスに係る偏見や差別をなくすための学習の促進

〈これまでの取組〉

●「なくそう！新型コロナウイルス感染症に係る偏見、いじめ・差別」の発行（令和2年5月）

子どもたちが新型コロナウイルス感染症に関連した偏見や差別をなくすための行動ができる力を身につけられるよう、人権学習指導資料「なくそう！新型コロナウイルス感染症に係る偏見、いじめ・差別」を作成し、県内のすべての学校に配付しました。作成に当たっては、通常授業再開後の学校において想定される多忙な状況を考慮し、教職員がなるべく活用しやすいようにショートホームルーム等の時間でも学習を行うことができる内容としました。また、子どもの発達段階や身近な課題となっていること等に応じて学べるよう、具体的な場面を設定した5つの学習展開例を示しました。

推奨学年	タイトルと学習のねらい
小学校・小学部 (低学年)	「せきをした友だち」 ・咳エチケットの大切さを知る。 ・決めつけた見方のおかしさに気づく。
小学校・小学部 (中学年)	「もやもやの理由」 ・感染症に結びつけたからかいの問題性に気づく。 ・安易な言動で誰かを傷つけたり差別したりしないよう、人の気持ちを考え行動しようとする態度を養う。
小学校・小学部 (高学年)	「料理店のうわさ」 ・不確か情報や憶測が偏見や差別を生む原因となることを知る。 ・差別的言動の問題性を指摘したり、制止したりする方法を考える。
中学校、中学部	「〇〇地域に住んでいる人は・・・」 ・SNSにおける差別的言動を批判的にとらえ、問題点を理解する。 ・差別的言動の問題点を指摘する方法やいじめや差別をなくす行動について考える。
高等学校、高等部	「3つの『感染症』～病気、不安、差別～」 ・新型コロナウイルスの3つの顔（病気、不安、差別）を理解する。 ・感染拡大につながる連鎖を断ち切る方法や、そのために自分にできることを考える。 (日本赤十字社作成のガイドをもとに県教育委員会が作成した在宅学習用動画「新型コロナウイルスに負けない！～差別や偏見をなくすために～」の視聴をもとにした学習展開例)

● 「考え方！新型コロナウイルスに感染したときのこと」の発行（令和2年9月）

学校再開に合わせて学習指導資料を作成した5月末ごろの本県における感染者数は50例以下でした。しかし、7月以降、県内の感染者は急速に増加し、9月末には500例を超える状況となりました。感染者の増加に伴って、学校関係者の感染も確認されるようになってきました。こうした状況から、子どもたちが感染をより身近なものととらえ、自分や友だちが感染したときの心境や行動について考えておくことが重要であると考え、新たに人権学習指導資料その2「考え方！新型コロナウイルスに感染したときのこと」を作成することにしました。

内容としては、例えば、小学校低中学年向けの学習は、感染から回復した友だちの登校するときの不安を想像して、温かい励ましのメッセージを考えるというものです。中学校、高等学校向けの学習は、生徒が感染することによって学校行事等が中止になった場面での自分の気持ちを想像し、そうした気持ちをどのように整理したり、コントロールしたりするかを考えておこうというものです。本資料を活用し、子どもたちが不確かな情報やデマに惑わされたり、不安や整理のつけられない複雑な感情を他者への攻撃に転嫁したりせず、冷静に対処できる力を身に付けられるよう、取り組んでいきたいと考えています。

推奨学年	タイトルと学習のねらい
全	「感染の可能性は誰にでも」 ・誰もが新型コロナウイルスに感染する可能性があることを理解し、その中で生活していくうえで大切なことを考える。
小学校・小学部 (低中学年)	「あったかメッセージを届けよう」 ・感染した友だちの不安を想像し、励ますメッセージを考える。
小学校・小学部 (中高学年)	「どんなクラスなら安心?~安心宣言をつくろう~」 ・誰が感染しても安心して学校に戻れる環境づくりについて考える。
中学校・中学部	
中学校・中学部 高等学校・高等部	「もしこんなことになったら・・・」 ・感染によって学校行事等が中止になったことを想定し、気持ちを整理したり、感情をコントロールしたりすることについて考える。

<今後の取組>

- 年度末に上記の人権学習指導資料の活用状況を把握するとともに、取組事例を収集し、次年度以降も引き続き取組が行われるよう、学校や市町教育委員会に対し指導や助言、必要な情報提供等を行います。
- 平成31年3月に発行した、16の個別的な人権問題をテーマとする学習展開例や研修プランを掲載している中学校向け人権学習指導資料「みらいをひらく」に上記の人権学習指導資料を追加した冊子を作成し、学校に配付する予定です。

【添付資料】

資料1 2020(令和2)年度 人権教育課 事業推進図

資料2 人権学習資料資料「なくそう!新型コロナウイルス感染症に係る偏見、いじめ・差別」

資料3 人権学習資料資料 その2 「考えよう!新型コロナウイルスに感染したこと」

2 「ネットパトロール」および「ネットみえ～る」の運用状況について

1 ネットパトロールについて

県教育委員会では、インターネット上での不適切な書き込みから児童生徒を守るために、平成21年度から期間を定めてネットパトロールを実施しており、今年度も年3回（8月24日から9月11日、11月2日から11月24日、1月4日から1月25日）実施しています。加えて、今年度は新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等が懸念されることから、5月15日から平日の毎日実施しています。

検知された書き込みは委託業者から県教育委員会に報告されます。県教育委員会では報告内容を確認のうえ、学校や関係機関と連携して対応しています。

（1）新型コロナウイルス感染症に係るネットパトロールについて

①検知した件数

検知された書き込みは、その日のうちに委託業者から県教育委員会へ報告されることとなっており、12月末日現在で100件を検知しています。いじめにつながるようなものや個人が特定される書き込みはありませんが、その多くは、どこの学校で感染者が出たのかなど感染者情報に関するものや、近所で感染者がでたことが怖いなどの書き込みです。

「校種別・月別 検知件数」

（単位：件）

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
小学校	7	0	10	0	0	0	0	3	20
中学校	3	0	9	10	4	1	4	4	35
県立学校	2	1	0	2	1	8	14	6	34
その他（複数校に 係る書き込み）	0	0	0	0	0	0	10	1	11
合計	12	1	19	12	5	9	28	14	100

②主な事例

- ・「〇〇（学校）ってよ 近いなあ怖いなあ」
- ・「〇〇（学校）って聞いたけど〇〇ってどこよ」
- ・「〇〇（学校）の生徒とかやばいでしょ、〇〇通りの〇〇（店舗）とか普段よく行くけど危ないな！！」
- ・「昨日の中学校はどこなんですかね？自宅前に中学校あるんでビクビクしてます」
- ・「近所の子が〇〇（感染者が確認された市町名）のイベントに参加してた。もう嫌だ。」
- ・「明日から、休校になる学校があるらしい」、「こ、こ、こわい」、「どこの学校？」、「〇〇（学校名）」

- ・「〇〇（学校名）でコロナ感染者でたよ」、「教員？生徒？」
- ・「〇〇（学校名）で出たようだ。教員と生徒」、「嘘じやないよね？」
- 「〇〇ニュースによると、〇〇（地名）の男子高校生が感染。この高校生が通う学校は、〇〇（地名）ということは一つしかないだろ」、
「クラスターではないみたいですね」、「なら、その家族も？かな」

③検知した書き込みへの対応

県教育委員会では、報告内容を確認のうえ、学校や市町教育委員会、警察等の関係機関と連携して対応しており、書き込みが削除されるよう法務局に要請を行った事例もあります。また、報告された書き込みから誹謗中傷や人権侵害につながる書き込みが広がっていないか該当のサイトを継続して注視しています。

（2）通常のパトロールについて

①検知した件数

今年度、これまでの2回の調査（第1回調査は8月24日から9月11日、第2回調査は11月2日から11月24日）で435件の問題のある書き込みを検知しました。そのうち、いじめに関わる書き込みはありませんが、児童生徒自身の個人情報を公開しているものや、学校に対する中傷が書き込まれているものが多数検知されています。

②主な事例とその対応

- ・InstagramやTwitterなどにLINEのQRコードなどの個人情報を公開しているもの（247件）
⇒市町教育委員会、学校に対して当該児童生徒の保護者への連絡や児童生徒への指導および削除について助言するとともに、不特定多数が閲覧できる状態にあるSNSに個人情報を書き込むことの危険性や、非公開設定などSNSの適正利用について指導を徹底するよう依頼しています。
- ・Twitterや掲示板上に学校に関する誹謗中傷や評価を掲載しているもの（134件）
⇒市町教育委員会、学校に情報共有し、正しい情報の発信や情報モラルについての指導を徹底するよう助言しています。また、今後、書き込みが広がっていないか該当のサイトを継続して注視しています。

2 アプリ「ネットみえ～る」について

ネットパトロールは、LINEグループなどのSNSでの閉ざされたやりとりや、学校名などのキーワードが記入されていないいじめや不適切な書き込みについては検知に至るのが難しい状況です。このため、SNSでの不適切な書き込みに気づいた場合に、スクリーンショットで撮った画像と被害情報を投稿できるアプリ「ネットみえ～る」を「みんなでつくるかみえの予算」（県民参加型予算）を活用して作成し、6月23日から利用を開始しています。

(1) ダウンロード数と投稿数

アプリのダウンロード数は12月末日現在、3,067件となっています。投稿は176件ありますが、そのうち、子どもに関わる投稿は63件です。

(2) 主な事例とその対応

緊急を要する投稿については児童生徒の安全の確認、心のケアを最優先に、家庭、学校、市町教育委員会、場合によっては警察等の関係機関と連携して対応します。いじめや不適切な書き込みに関わる投稿についてはアプリ上で相談窓口を紹介するとともに、投稿者が希望する場合には、紹介した相談機関に投稿された情報を共有します。また、市町教育委員会と学校に情報共有し、事実確認のうえ、被害児童生徒を守る対応をとともに、加害児童生徒が特定された場合は、加害児童生徒に対して指導します。

- ・LINEやTwitter、Instagramにいじめに関する書き込みをしているもの。
⇒市町教育委員会や学校に情報共有しました。学校は事実確認をし、被害児童生徒を守るとともに、加害児童生徒に指導しました。
- ・Twitterで県立学校にガソリンをまいて火をつけてやりたい。○○(学校名)死ねと書き込まれたもの。
⇒学校と警察に情報共有しました。警察は巡回を強化するとともに、学校と警察が連携して書き込んだ人を特定し、警察は書き込んだ人を呼び出して指導しました。
- ・新型コロナウイルスに感染した児童生徒、職員が出たことを、学校名をあげて書き込んでいるもの。
⇒市町教育委員会と学校に情報共有しました。差別的な書き込みがないかどうか継続して確認しています。
- ・学校名をあげて学校の評判を下げる書き込みをしているもの。
⇒市町教育委員会や学校に情報共有しました。新たな書き込みや差別的な書き込みがないかどうか継続して確認しています。
- ・高校生や中学生が飲酒や喫煙している写真をInstagram等に書き込んでいるもの。
⇒市町教育委員会や学校に情報共有しました。学校は事実確認のうえ、関係生徒に指導しています。なかには、他人に画像を加工され事実ではないことを載せられているケースもありました。
- ・児童生徒が、周りの人に対する不満と、死にたいと思っていることを書き込んでいるもの。
⇒市町教育委員会や学校、警察に情報共有しました。学校は当該児童生徒の登校状況や様子を確認し、スクールカウンセラーや養護教諭等による声掛けなど、学校全体で見守る体制を整え、児童生徒に寄り添った対応を行いました。

- ・LINEで容姿を馬鹿にするなどの悪口が送られている、と本人が投稿してきたもの。
⇒市町教育委員会や学校に情報共有しました。学校がアプリに投稿した児童生徒本人から聴き取りを行ったところ、嫌な思いをしていたと打ち明けたため、加害児童生徒に対して指導を行うとともに、投稿した児童生徒へのきめ細かな見守りを行いました。
- ・同じ人から執拗にコメントが送られてくるなどの被害にあってはいる、と本人が投稿してきたもの。
⇒投稿者が、アプリ内で紹介している相談窓口「24時間子どもSOSダイヤル」に相談しました。相談内容は警察と共有しました。

3 今後の対応について

県教育委員会では、県内の教育学部等に通う大学生の協力を得て、インターネットトラブルの未然防止やインターネットの有効利用についての教材を作成しているところです。作成した教材は、希望する小中学校および高等学校で大学生が出前授業を行ったり、映像教材にして配信する予定です。

2020(令和2)年度 人権教育課 事業推進図

◎人権教育推進の根拠

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」「三重県人権教育基本方針」

人権感覚あふれる学校づくり

<県立学校>

- 人権感覚あふれる学校づくり事業
- 個別的な人権問題を解決するための人権学習の研究
- 教育活動全体を通じて取り組む人権教育の研究
- 人権教育推進のための地域連携の研究

<小・中学校等>

- 人権教育研究推進事業(文科省委託)
 - ・総合推進地域
 - ・研究指定校

教職員育成

人権教育研修事業

- 人権教育の要となる管理職等の研修会
 - ・管理職人権教育研修会(県立・小・中学校等)
 - ・人権教育推進委員会等代表者研修会(小・中学校等)
 - ・地区別人権教育研修会(県立学校)

人権教育広報・研究事業

- 学習教材、資料の指導方法等の研修、実践事例の情報提供・相談
 - ・人権学習教材・指導資料活用のための研修講座

人権教育人材育成事業

- 三重県人権大学講座への受講生派遣

指導資料作成事業

- 人権教育サポートガイドブック(仮称)の作成・配付

※推進教員育成

- 「子ども支援ネットワークづくり」推進教員を育成
推進教員連絡会議 三重県人権大学講座への受講生派遣

人権尊重の地域づくり

<県立学校>

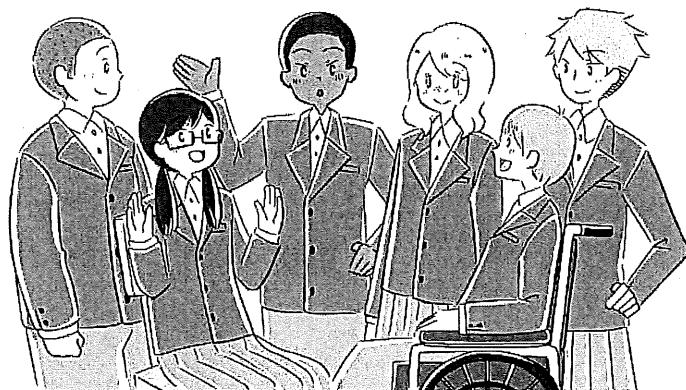
- 人権感覚あふれる学校づくり事業
- 人権教育推進のための地域連携の研究

<小・中学校等>

- 子ども支援ネットワーク・アクション事業
 - ・教育的に不利な環境のもとにある子どもを中心とした支援と子どもを主体とした人権尊重の意識を広める活動
(5年間で35中学校区の取組を活性化)

人権学習指導資料

なくそう！
新型コロナウイルス感染症に係る
偏見、いじめ・差別



三重県教育委員会

活用にあたって

1 学習展開例の内容等について

No.	タイトル	内容	推奨学年
①	「せきをした友だち」	・咳エチケットの大切さ ・決めつけた見方のおかしさ	小学校・小学部 (低学年)
②	「もやもやの理由」	・感染症に結びつけたからかい ・「もやもや」を解決するための行動	小学校・小学部 (中学年)
③	「料理店のうわさ」	・外国人の人権に係わる問題 ・不確かな情報や固定観念が生み出す差別	小学校・小学部 (高学年)
④	「〇〇地域に住んでい る人は・・・」	・SNSにおける差別的言動 ・差別的言動の問題点の指摘	中学校・中学部
⑤	「3つの“感染症”」 ～病気、不安、差別～	・3つの“感染症”的「負のスパイラル」 ・「負のスパイラル」を断ち切る視点	高等学校・高等部

2 活用について

短時間で活用していただけるよう作成しました。学校の状況に応じてご活用ください。
推奨学年を示していますが、学校・クラス・地域の実態に合わせて編集し、柔軟に活用してください。

※本指導資料は編集しやすいよう、PDFファイルとあわせて、Wordファイルを送付しています。

3 学習展開例の表記ルールについて

青字(*1)は、授業者向けのもので、以下の2種類があります。

- ・指導上の留意点
- ・予想される子どもの反応(*2)…斜体字で示してあります。

(*1) 小さめの文字で表記しています。

(*2) 「子どもの反応」の記述は、学習のねらいに沿ったものを中心に記載しています。

【関連資料】

- ・「新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できる
ことを目指して～」(文部科学省)
- ・「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るた
めに～」(日本赤十字社)



学習展開例

これなら、短い時間で、学習することができるかも！



展開例①『せきをしたともだち』〔推奨学年：小学校・小学部（低学年）〕

【ねらい】・咳エチケットの大切さを理解する。
・医学的な根拠もなく、決めつけた見方をするおかしさに気づく。

1 つぎのはなしをよんで、かんがえましょう。

あきらさん、まことさん、わたしの3にんでがっこうからかえっていたときのことです。あきらさんが、とつぜんせきをしました。



あきらさん「ごほん、ごほん」

まことさん「やめてよ！こっちむいてせきをするの。^{ますく}マスクもはずしているしさ。
せきがでるのは、コロナにかかっているからでしょ」

わたし 「・・・」

あなたが「わたし」なら、だれにどんなことをいいますか。

つぎのなかからあなたが「いいたい」とおもうことばをえらび、〇をつけましょう。〇は、いくつづけてもかまいません。

- Ⓐ () あきらさん、からだのちょうしよくないの？ だいじょうぶ？
- Ⓑ () あきらさん、せきをするときはくちをおさえようね。
- Ⓒ () まことさん、せきをしているだけでは、コロナにかかっているかどうか、わからないよ。

・丸をつけた言葉に挙手をさせ、選んだ理由を聞く。

Ⓐ アキラさんの体の調子が心配だから
Ⓑ 咳をするときにはマスクをしたり、人がいない方を向いてしたりする方がいいから
Ⓒ 咳をしているだけでコロナにかかっていると決めつけるのはおかしいと思うから

・選択肢とは違う言葉を言いたい子どもがいれば、発表させ、言いたい理由を聞く。

・「自分だったら何も言わない」という意見の子がいれば、そう考える理由を聞く。

・授業者は子どもの意見を取り上げる中で、以下の点を確かめたい。

○感染を防ぐためにも、咳エチケット（マスクを着用する、ハンカチ等で覆う等）が大切であること

○咳をしていることだけで感染していると決めつけるのはおかしいこと

○相手の気持ちを考えて行動することが大切であること

2 学習して、わかったことを出し合いましょう。

咳をするときは、人に向けてしてはいけないとわかった / 咳をしているだけでコロナにかかっていると決めつけるのはおかしいとわかった / 相手の気持ちを考えることが大切だとわかった

・授業者からは、体の調子が悪いと感じたら無理をしないこと、家族や教職員に伝えることを確認する。

展開例②『もやもやの理由』〔推奨学年: 小学校・小学部（中学年）〕

【ねらい】・咳をすることを新型コロナウイルス感染症と結びつけてからかったり、「新型コロナウイルス感染症」という言葉を用いてふざけたりすることの問題性に気づく。
・安易な言動で誰かを傷つけたり差別したりしないよう、人の気持ちを考えて行動しようとする態度を身に付ける。

1 次の話を読んで、考えましょう。

《学校からの帰り道》

Aさん、Bさん、わたしの3人で話をしながら歩いていました。Aさんが、「ねえねえ、今日、Cさん、じゅぎょう中にせきをしていたよね。コロナだったりして！」とふざけたかんじで言いました。するとBさんも「ぜったいコロナだよ、コロナ。明日学校に来ないでほしいよね～」とわらわらながら言いました。わたしもつい、「そうだね。学校に来ないでほしいね～」と言ってしまいました。



《家に帰って》

わたしは、「何かもやもやするなあ…」と感じていました。

(1) 「わたし」は、どうしてもやもやしたのだと思いますか。次の中から、えらび、○をつけましょう。○は、いくつづけてもかまいません。

- Ⓐ () Aさん、Bさんにあわせて、自分もふざけてしまったから。
- Ⓑ () 「学校に来ないでほしい」というのは、いけないとと思ったから。
- Ⓒ () この会話を聞いて、いやな気もちになる人がいると思ったから。
- Ⓓ () これから、Aさん、Bさんの前で、せきができないと思ったから。

- ・丸をつけた言葉に挙手をさせる。選んだ理由について、くわしく言える子どもには発言をさせる。
- ①体調の悪そうなCさんのことでふざけるのはよくないことだから / ②冗談であっても「学校に来ないでほしい」というのは、いじめだから / ③○さんがいやな気持ちになるから / ④コロナのことを冗談にするのは、コロナにかかるて亡くなった人やその家族、苦しんでいる人等のことを考えたらよくないことだから / ⑤感染の心配をしながら働いているお医者さんやごみを集めてくれている人等もいい気がしないことだから / ⑥AさんやBさんにからかわれないかと心配だから / ⑦咳のことでからかわれると、体調が悪いことも言いにくくなるから
- ・選択肢とは違う言葉を言いたい子どもがいれば、発表させ、そう思った理由を聞く。
- ・授業者は、子どもの意見を取り上げながら、以下の点に気づかせたい。
 - 新型コロナウイルス感染症と関連づけたからかいや冗談は、感染者やその家族等の気持ちを考えていない言動であること
 - からかい等が、体調がよくないことを言い出しにくくさせてしまうこと

(2) 次の日「わたし」は、もやもやをすっきりさせるために何かをしました。どんなことをしたと思いますか。出し合いましょう。

自分が家に帰って考えたことをAさんBさんに伝え、一緒に考えてもらう。「コロナのことを冗談にするのはよくない気がするんだけど、どうかな」「冗談でも『学校に来ないでほしい』と言われたら、自分なら嫌だけど、どうかな」等 / もやもやした気持ちついて別の友だちに相談をした / 考えたことを先生に伝え、みんなで考える時間をつくってもらった

2 学習をして、思ったことを出し合いましょう。

感染した人やその家族等のことも考えて話をするようにしたい / 体調がよくないことを言い出しおくするから、ふざけなどをしないようにしたい / 困ったことがあつたら、誰かに相談するようにしたい

展開例③ 『料理店のうわさ』〔推奨学年: 小学校・小学部(高学年)〕

【ねらい】・不確かな情報や固定観念に基づいた憶測が、偏見や差別を生む原因になることを理解する。
・差別的言動の問題性を指摘したり、制止したりする方法について考える。

・活用にあたっては、外国につながりのある子どもやその家族を不安にさせることがないよう、配慮する必要がある。事前に学習のねらいを説明し、授業内容や展開について話し合っておくとよい。

1 つぎの文は ある朝の教室での会話です。読んで 考えましょう。



母さんが言っていたんだけど、市内で外国料理の店をしている人が、コロナウイルスに感染したらしいよ。



ホントに！？

外国人の人ってよくハグとかするから、外国人の人たちの間では結構、感染が広がっているかもしれないな。

Aさん

Bさん

だから、外国人には近づかないようにしないと。

そういえば、となりのクラスのC、外国から転校してきたんだったよな。

感染しているかもしれないから、Cにも近づかないようにしよう。

(1) AさんとBさんの会話で、問題だと思うところに線を引き、出し合いましょう。

- 以下の点に気づかせたい。
 - Aさんの母親が言っていた話が信頼できるものかどうかが不確かなのに、鵜呑みにしてしまっていること
 - 外国料理の店の経営者を外国人と思い込み、その人が感染したと決めつけていること
 - 「外国人はハグをする」という固定観念から、外国人の間に新型コロナウイルス感染症が蔓延していると決めつけていること
 - 「外国人の人は外国人はどうしかわりしかない」と決めつけていること
 - 外国人の間で感染が広がっているという憶測から、外国につながりのある友だちを避けようとしていること
- 上記のような固定観念や決めつけが、外国人に対する偏見や差別を生む原因になることを理解させたい。

(2) あなたは、AさんやBさんに どんなことを 言いますか。出し合いましょう。

- (1) の活動で気づくことのできた問題点を相手にどう伝えるかを、「自分なら」という視点で考えさせたい。また、出し合うことにより、いろいろな切り口からAさん、Bさんに働きかけられることに気づかせたい。

<Aさんに対して>

Aさんのお母さんは、どうやってその話を知ったの？ / その話は事実なの？ /
「感染したらしい」ってことははっきりしてないってことじゃないの？ /
感染しているかどうか、はっきりもしていないのに、Cさんを避けるのっておかしいと思うよ



<Bさんに対して>

外国でもハグの習慣のない国はいっぱいあるよ /
感染が本当だとしても、外国人の人たちの間で広がっているかどうかはわからないよ。日本人にも広がっている可能性があると思うよ

2 学習をして感じたことや考えたことを、出し合いましょう。

不確かな情報を鵜呑みにするのは危険だと思った / 外国人の人たちを一括りに考えるのはおかしいと思った / 不確かなことを鵜呑みにしていくといじめや差別につながってしまうと思った / 自分や自分の家族も不確かな情報に流されてしまった経験がある

【発展的な学習として】

新型コロナウイルス感染症に係わることに限らず、「不確かな情報に流されてしまった経験」等を出し合ってもよい。また、子どもの実態に応じて、「外国人」等、何らかの属性を基に、一括りにしてしまった経験について考えさせててもよい。

展開例④ 『〇〇地域に住んでいる人は・・・』〔推奨学年：中学校・中学部〕

【ねらい】・差別的言動を批判的に捉え、偏見や差別につながる問題点について理解する。
・差別的言動の問題点を指摘する方法や、いじめや差別をなくす行動について考える。

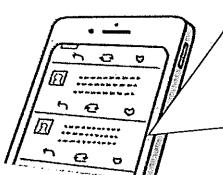
・子どもの実態に応じて、SNSについて説明をしたり、設定を変更したりしたうえで、学習を展開するとよい。

1 あなたの住む市（町）で、新型コロナウイルスの感染者が確認され公表がありました。あなたが友だちのAさんと2人でSNSで会話している中で、Aさんから次のような書き込みが送られてきました。

① ねえねえ、知ってる？

ネットの投稿で見たけど、コロナウイルスの感染者って、私たちの校区の〇〇地域に住んでいる人らしいよ～

Aさん



② 〇〇地域の人は、だれが感染しているかわからないから、気を付けるように、みんなに拡散しようよ！

③ 〇〇地域の子たち、みんな登校禁止にしてほしいよね～

そういうえば、Bも〇〇地域に住んでいるよね。

Bとは話さない方がいいよ！ 明日から、みんなで無視しようよ。

・(1)と(2)を通し、問題点として以下のようなことに気づかせたい。

ネットの情報は誤っている可能性があること / 事実であっても感染者の特定につながる内容を掲載・拡散する等の行為は人権侵害にあたること / 不確かな情報やうわさ等を発信・拡散することが、人々を不安にさせ、偏見や差別、いじめを生む原因になること / 新型コロナウイルス感染症が拡がっている地域に住んでいる人々を一括りにして避けようとする意識が、偏見や差別につながること

(1) この書き込みの内容を読んで、「問題がある」と感じるところに線を引き、その理由を出し合いましょう。

・感染リスクを避けたいという心理は自然なものなので、その気持ちを否定しないようにする。

・「感染していないのに差別するのはよくない」といった意見があれば、「感染に関係なく差別は許されないこと」を確認する。

(2) 「問題がある」と感じたことを、あなたなら、Aさんにどのように伝えますか。その内容を考え、交流しましょう。

・「書き込んで伝えるのか、直接会って伝えるのか」等、伝える手段についての質問があれば、自由に選んでよいことを伝える。その手段を選んだ理由も出し合わせるとよい。

[①の内容に対して]

ネットで見た情報って本当なのかな？ / 感染者を探しているみたいじゃない？ そんなことをすると感染者やその家族を苦しめるんじゃないかな

[②の内容に対して]

感染を心配するのは分かるけど、不確かな情報の拡散はみんなの不安を煽るだけだよ / 誰が感染しているかわからないのは、他の地域でも一緒だよ

[③の内容に対して]

感染しているかどうかわからないのに登校禁止っていうのはおかしくない？ / 〇〇地域に住んでいることで無視するって、いじめだよ

(3) このような新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや差別をなくしていくために、どのようなことができるか考え、交流しましょう。

不確かな情報を拡散しない / 不確かなことは、情報源を確認する / 公的機関が提供する情報等、正しい情報を得る / 感染した人やその家族の気持ちを考えて行動する / まず自分たちがいじめや差別をしない / いじめを見つけたら、被害にあっている子に声をかける / 家族や先生に相談する / 家族と新型コロナウイルス感染症による偏見や差別について話し合う

・たくさん出し合うことにより、できることを柔軟に考えられるようにさせたい。

展開例⑤ 『3つの“感染症”～病気、不安、差別～』〔推奨学年：高等学校・高等部〕

【ねらい】・新型コロナウイルスの「3つの“感染症”」についての理解を深める。
・感染拡大につながる「負のスパイラル」を断ち切るための視点を養う。

- ・ここでは2回に分けた学習を提示しているが、時間が確保できるなら連続で行うとより効果的である。また、事前に子どもが各自視聴しておくことが可能なら、〈第1時〉設問2以降を1回で行うとよい。

〈第1時〉

1 動画「新型コロナウイルスに負けない！～差別や偏見をなくすために～」を見ましょう。

動画（約12分）のURL http://www.pref.mie.lg.jp/MOVIE/ci200006535_00001.htm

※「三重県 新型コロナウイルス感染症対策ポータルサイト」で検索。「児童生徒のみなさんへ」の中の「在宅学習用動画 ⑤コロナについての学び」に掲載している。

- ・視聴前に、「新型コロナウイルスの怖さは、病気そのものだけにあるのではないと言われている。他にはどんなことがあるのだと思う？」等の問いかけを行い、動画の内容に対する意識づけをしておく。すでに視聴している子どもがいれば、印象に残ったことを紹介させてもよい。

2 動画を見て、感じたこと・考えたことを出し合いましょう。

- ・子どもの意見を取り上げながら、3つの“感染症”的「負のスパイラル」と、「感染症を防ぐためにできること」について確認する。次回、「負のスパイラル」についての学習を進めることを伝える。

〈第2時〉

1 3つの“感染症”的「負のスパイラル」（悪循環）を確認しましょう。

- ・病気への恐れが不安を生み、不安が差別を生み、差別を恐れることが感染拡大につながるという「負のスパイラル」を確認する。「負のスパイラル」の図は、「日本赤十字社 新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう」で検索し、ダウンロードすることができるので、提示するとよい。
- ・〈第1時〉と〈第2時〉を1回で行う場合は、省略できる。

2 「差別が病気につながること（「差別」⇒「病気」）について、考えてみましょう。

(1) 新型コロナウイルス感染症が拡がって以降、次のような気持ちになったことはありませんか？各自の経験を出し合いましょう。

「もし、熱が出たとしても、人には言いにくいなあ」

- ・授業者がこれと似た気持ちになった経験を伝えると、子どもも自分の気持ちを出しやすくなる。出し合うことにより、多くの人がこのような気持ちを抱いていることを確認できるとよい。

(2) 「言いにくい」と感じるのは、なぜだと思いますか。出し合いましょう。

- ・ニュース等で知っていることなど、子どもの意見を取り上げながら、社会で発生している以下のようないい言動が、言いにくくさせていることに気づかせる。出にくいようであれば、授業者が事例を示すとよい。

【言いにくくさせる言動】の例

- ・感染者やその家族等に対する批判的な言動（不当な批判、個人情報を暴きつるし上げるような行為等）
- ・感染者やその家族等に対する攻撃的な言動（嫌がらせ、落書き、投石等）
- ・感染リスクが高いと思われる人に対する忌避的な態度、排除や攻撃等の差別的言動 等

- ・【言いにくくさせる言動】は、「負のスパイラル」における「差別」の典型例であり、それが感染拡大につながることを確認する。

(3) 「負のスパイラル」における「差別」をなくすために、自分にはどのようなことができるでしょう。自分の考えを書きましょう。

- ・感想用紙を回収し、後日、交流させてもよい。子どもの意見を取り上げながら、【言いにくくさせる言動】をとめること、自分がしないことが、感染拡大防止につながることを確認するとともに、そういった言動の多くは個人のプライバシーや財産等を侵害する行為であり、いかなる理由があっても許されないものだということに気づかせたい。「他者に感染させるような行動を故意にした人は、批判/攻撃されても当然ではないか」といった意見があれば、そのような場合でも人権を侵害するようなやり方は認められないということを確認する。
- ・【言いにくくさせる言動】に触れた経験を振り返り、それらについて感じたことや考えたことを出し合う活動につなげると、より自分に引きよせて考えやすくなる。

2020（令和2）年5月発行

三重県教育委員会事務局 人権教育課

〒541-8570 津市広明町13番地

電話 059-224-2744（市町支援班）

059-224-2745（県立学校班）

FAX 059-224-3023

人権学習指導資料 その2

考えよう！
新型コロナウイルスに
感染したときのこと



三重県教育委員会

活用にあたって

1 学習展開例の内容等について

No.	タイトル	内容	推奨学年
①	『感染の可能性は誰にでも』	・新型コロナウイルスに感染する可能性 ・コロナと共に生活するうえで大切なこと	小学校・小学部 中学校・中学部 高等学校・高等部
②	『あったかメッセージを届けよう』	・感染した友だちの不安への想像、共感 ・感染した友だちを励ますメッセージ	小学校・小学部 (低・中学年)
③	『どんなクラスなら安心？～安心宣言をつくろう～』	・感染した時、友だちにしてもらいたいこと ・感染しても差別されない学級づくり	小学校・小学部 (中・高学年) 中学校・中学部
④	『もしこんなことになったら…』	・感染による学校行事等の中止の想定 ・気持ちの整理、感情のコントロール	中学校・中学部 高等学校・高等部

注) ①『感染の可能性は誰にでも』は、②～④の学習を行うための基礎として作成しました。
推奨学年を広く設定しているため、発達段階によっては未習の漢字が使われていたり、難しい表現となっていたりすることがあります。必要に応じて変更してご活用ください。

2 活用について

短時間で活用していただけるよう作成しました。学校の状況に応じてご活用ください。

推奨学年を示していますが、学校・クラス・地域の実態に合わせて編集し、柔軟に活用してください。

※本指導資料は編集できるよう、PDF ファイルとあわせて、Word ファイルを送付しています。

3 学習展開例の表記ルールについて

青字(*1)は、授業者向けのもので、以下の2種類があります。

- ・指導上の留意点
- ・予想される子どもの反応(*2)…斜体字で示してあります。
(*1) 小さめの文字で表記しています。
(*2) 「子どもの反応」の記述は、学習のねらいに沿ったものを中心に記載しています。

4 家庭と連携した取組の推進について

新型コロナウイルスに係る偏見や差別を防ぐためには、感染しても誰からも責められない学校づくり・地域づくりを進める必要があります。そのために、学校が子どもたちに行う学習活動を保護者等に発信し、取組への理解と協力を求めていくことが重要です。

【関連資料】

- ・『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.9.3 Ver.4）』（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/content/20200903-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

学習展開例

展開例①『感染の可能性は誰にでも』〔推奨学年: 小学校・小学部～高等学校・高等部〕

【ねらい】・新型コロナウイルスには誰もが感染する可能性があることを理解し、その状況下で自分が大切にすべきことを考える。

・子どもの発達段階に応じて、設問2から行ってもよい。

1 文部科学省がまとめた資料によると、6月1日から8月31日までの間で、新型コロナウイルスに感染した児童生徒は1,166人。その感染経路は、主に次の3つでした。それぞれどれくらいの割合か、想像して書き入れましょう。

家庭(56)% 学校(15)% 家庭・学校以外の活動等(8)%

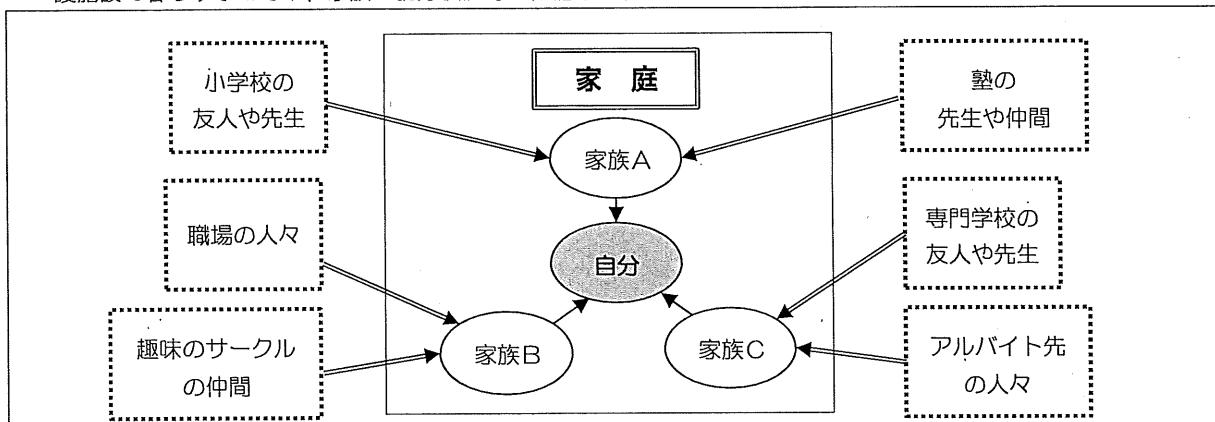
・資料は9月3日に文部科学省が公表した『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.9.3 Ver.4)』によるもの。

感染した児童生徒数	うち有症状者数	感染経路判明				感染経路不明
		家庭内感染	学校内感染	家庭・学校以外の活動・交流等	海外からの帰国	
1,166人	556人(48%) うち重症者は0人	655人(56%)	180人(15%)	98人(8%)	7人(1%)	224人(19%)

- ・家庭内感染の割合が最も高いことを確認し、設問2へつなぐ。自分の家庭での感染防止対策を想起させておくとよい。
- ・感染への不安感が強い子どもに対しては、感染した児童生徒1,166人のうち、重症者は0人であったことを伝えたり、学校内感染は家庭内に比べて低いことを指摘したりしてもよい。

2 次の図を見て、自分が家庭で感染する可能性について考えましょう。

・以下の図を提示し、家庭内感染に着目して考えさせる。子どもに自分のケースを書かせてよいが、その際は児童養護施設で暮らす子どもや、家族の就労状況等に配慮する。



- ・主な感染経路である家族はそれぞれに多くの人とつながっていることに気づかせる。そこから、誰しも感染する可能性があることを実感させたい。「感染防止対策をしても無駄だ」といった悲観的な考えが出された場合は、設問3で改めて取り上げ、対策の大切さに気づかせたい。

3 誰もが感染する可能性がある中で生活していくためにはどんなことが大切か、考えましょう。

- ・子どもの意見を取り上げながら、誰もが感染する可能性があるからこそ、家庭を含むすべての場での感染防止対策が大切であることを確認する。
- ・「誰もが感染する可能性がある」という事実から、「自分も感染するかもしれない」「感染した人を責めても意味がない」といったことに気づかせたい。5月に発行した人権学習指導資料の学習展開例⑤等を活用し、感染者を責めたり差別したりすることが、感染拡大につながってしまうことについての学習につなげるとよい。
- ・設問1に示したデータから有症状は48%、すなわち約半数の人は無症状であることに着目させてもよい。そこからマスク等の感染させないための対策の大切さを認識させたり、自分も気づかないうちに感染者になっている可能性に気づかせ、感染者への攻撃が自分に向けられる状況をイメージさせたりすることもできる。
- ・文部科学大臣のメッセージ「児童生徒等や学生の皆さんへ」(令和2年8月)等を提示してもよい。

展開例②『あったかメッセージを届けよう』〔推奨学年:小学校・小学部(低中学年)〕

【ねらい】・感染した人の不安な思いを想像し、感染した人が安心できるメッセージを考える。

1 次の話を読んで、Aさんはなぜ、みんなに会うことが不安だったのかを考えましょう。

同じクラスのAさんが新型コロナウイルスに感染し、しばらく学校を休むことになりました。

その後、Aさんは2週間ほど入院し、治療を終えて退院しました。そして、翌日から学校に行けることになりました。

ところが、当日の朝、Aさんはみんなに会うことが不安になって、学校に行くことができませんでした。

みんなから避けられたり、悪口を言われたりするのではないかと心配だったから / みんなにうつると思われるのではないかと心配だったから / 友だちが家族や近所の人から、自分や家族に近づかないように言われているかもしれないと思ったから

・この段階での発問では、Aさんが、上記の意見だけでなく、「もし完全に治っていなかったら感染を広げてしまうかもしれない」ことが不安だったとの意見も考えられる。様々な「不安」のわけを出し合うことで、想像力を広げるようしたい。

2 続きを読んで、考えましょう。

3限目のはじめに、先生が、

「みんながどんなふうに接してくれるのか不安に思って、学校に来られなかったみたいなんだ」

と、Aさんの気持ちをクラスで伝えました。

そこで、みんなでAさんへのメッセージを書いて、届けることにしました。

次の日、Aさんは安心して学校に行くことができました。

(1) あなたがもしAさんと同じクラスにいたら、Aさんにどんなメッセージを書きますか。考えてみましょう。

大丈夫だった? / 元気になってよかったです / みんな心配してたよ /
さみしかったよ / また一緒に遊ぼう /
困ったことがあったら相談して / 勉強でわからないことがあったら、教えるよ / いやなことを言う人がいたら、私たちが注意するよ / 誰でもなる可能性がある病気にたまたまAがなっただけだよ

(2) 書いたことを発表しましょう。

・メッセージに込めたような思いがクラス全体に広がれば、誰かが感染したとしても、病気以外のこと(避けられたり、悪口を言われたりすることへの心配)で不安に思わなくてよくなるということに気づかせたい。

展開例③『どんなクラスなら安心？～安心宣言をつくろう～』

[推奨学年:小学校・小学部（中・高学年）、中学校・中学部]

- 【ねらい】・感染者が安心して過ごすことができる関わり方や態度について考え、感染者を責めるのではなく、受けとめようとする意識を持つ。
・作成した宣言を意識し、いじめや差別をなくすための実践行動ができる力を高める。

- 1 自分が新型コロナウイルスに感染したとします。治療を終えて登校してきたときに、クラスのみんなにどのように関わってもらったら安心できますか。自分がしてもらいたいことを考えて、書きましょう。

「心配したよ」など優しい声をかけてもらいたい / 「お帰り」と言って、何気なく気遣ってほしい / 責めないでほしい / からかったり避けたりしないでほしい / 興味本位で入院中のことを質問しないでほしい / いつもと同じように接してほしい /

- 2 それそれが書いたことをもとに、クラスの誰かが感染しても、いじめや差別の心配をせず安心して過ごせるよう、クラスの「安心宣言」をつくりましょう。

- ・設問1の活動で一人ひとりが書いた「自分がしてもらいたいこと」を出し合い、自分が友だちにしてもらいたい安心できる関わり方が、「自分がみんなに対してできる行動」でもあることに気づかせたい。
- ・たくさん考えを出し合うことにより、できることを柔軟に考えられるようにしたい。また、自分にはなかった考えに着目させ、してもらいたいことは人それぞれ異なることに気づかせたい。他者の考えから発想を広げ、感染者が安心して過ごすことができる関わり方や態度について考えを深め、感染者を責めるのではなく、受けとめようとする意識を持たせるようにしたい。
- ・自分たちにできることが多いほど、複数の視点・取組によって安心して過ごせる環境をつくっていくことができるということを確認する。宣言文の数は制限しない方がよい。
- ・宣言を作成する際、大切にしたいポイントとして、以下のような点が考えられる。
 - ①心配してもらえること、優しい声をかけてもらえること
 - ②責められること
 - ③からかわれること
 - ④避けられないこと
 - ⑤本人の望む対応をすること など
- ・学習のまとめとして、一人ひとりがこの宣言を意識した言動をしていくことの大切さを確認するとともに、クラスの児童生徒が感染者や濃厚接触者となった場合、本人が設問1の活動で記入していた内容等をもとに関わっていくことを確かめ合っておくとよい。

【発展的な学習として】

各学級で作成した宣言を、実行委員や児童会・生徒会が中心となって交流する機会をもち、学校の宣言としてとりまとめることで、学校全体で新型コロナウイルス感染症に係るいじめや差別を許さない環境をつくっていくことができる。

展開例④『もしこんなことになつたら…』〔推奨学年：中学校・中学部・高等学校・高等部〕

【ねらい】・感染が原因で部活動や学校行事等が中止になったときの自分の思いを想像し、どのように気持ちを整理すべきかを考える。

1 次の文を読んで考えましょう。「私」はどんな気持ちだったと思いますか。

もうすぐ、ずっと目標にしてきた演奏会がある。1年間、この日のために練習をしてきた。

演奏会まであと2日に迫った日のホームルームで、先生が、この学校で新型コロナウイルス感染者が判明したことを告げた。

先生は「これから3日間、学校は臨時休業となります」と続けた。

「臨時休業って、部活動はどうなるんですか」と私は思わず質問していた。

「学校が臨時休業のときは、部活動もできないんだ」と先生が言った。

私は、頭の中が真っ白になった。

なんでこんなときに… / 感染者のせいでのこれまでの努力が無駄になる

2 続きを読んで、自分が「私」のような状況になつたらどんなふうに考えるか、想像して書きましょう。

いろんな思いが入り混じって、頭の中でぐるぐる回っていた。

しばらくして先生が言った。

「感染したくてする人はいないよね。感染した子のこと、心配だね」

「感染した人を責めるのはおかしい」ということは、頭ではわかっている。心配する思いもある。でも、この演奏会に向けて頑張ってきた日々を思うと…。どんなふうに気持ちを整理すればいいのだろう…。

・自分にとっての大切なこと（部活動の大会、修学旅行、文化祭等）に置き換えて、「自分ならどんなふうに考えるか」を考えさせる。「責めるのはおかしい」という理性と、「でも悔しい、悲しい」という感情の葛藤に向き合わせる機会にしたい。

・子どもの意見を聞いたり、授業者の考え方や経験を伝えたりしながら、「感染者が悪いわけではない」「自分も感染する可能性がある」「代わりにできることを考えたい」といった発言を引き出したい。

・子どもたちは卒業後も含め、ここに挙げたような事態に直面する可能性がある。そのようなときに自暴自棄になつたり、誰かを攻撃したりすることなく、自分の感情をコントロールすることが大切だということに気づかせたい。

・この学習では、はっきりした「答え」を求めるのではなく、このような葛藤に向き合うときに大切にしたいことについて確認することが重要である。授業者は以下のようないくつかの内容を伝えるとよい。

「こんなことがあつたら、悔しかったり悲しかったりするのは当たり前です。しかし、その思いを自分や他者を傷つけることにつなげないことが大切です。そうしないために理解しておきたいのは、①「誰でも感染する可能性がある」②「感染した人が悪いわけではない」③「感染した人の命や健康が大切である」といったことです。今後、実際にこんなことが起るかもしれません。新型コロナウイルス以外のことが原因となるかもしれません。どんなふうに気持ちを整理するか、私たち一人ひとりが考えておく必要があると思います。」

・提示文の最後を以下のように変更し、（　　）に入る言葉を考えさせてよい。考え方の方向付けをすることで、授業のねらいを達成しやすくなる。（　　）に入る言葉の例は上の①～③を参考にするとよい。

「感染したくてする人はいないよね。感染した子のこと、心配だね」

私ははつとした。

演奏会が中止になることを残念に思う気持ちは変わらない。でも先生の言葉を聞いて、（　　）という気持ちを持ちたいと思った。

2020（令和2）年9月発行
三重県教育委員会事務局 人権教育課
〒541-8570 津市広明町13番地
電話 059-224-2744（市町支援班）
059-224-2745（県立学校班）
FAX 059-224-3023